

「健康食品」の安全性・有効性情報のホームページ内の「素材情報データベース」における、「ナチュラルメディシン」の内容を開示した事案に関する処分について

令和4年6月7日に、「健康食品」の安全性・有効性情報のホームページ内の「素材情報データベース」における「ナチュラルメディシン」の内容について、エンドユーザーライセンス契約を逸脱して、契約元の許可なく要約した情報をホームページに掲載していたことが明らかになりました。発覚後は、契約元と協議を図るとともに、ホームページを閉鎖しデータベースの再構築を図るなど、法人全体で事態の収拾を図りました。

今回の事案は、エンドユーザーライセンス契約に違反した内容を法人の文書として掲載しており、本来であれば開示されてはならない内容を開示して信頼を損なうとともに、長期間にわたってホームページの閲覧ができないなど閲覧者や機能性表示食品の申請を検討している企業等へ不便や混乱を招きました。今回のような事案は、法人の信用を失墜、事業への損失に直結する行為であることから、関係職員の処分を下記のとおり行いましたので、公表いたします。

関係者の皆さまにおかれましては、多大なるご迷惑をおかけすることとなりましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

法人においては、このような事案が二度と起こらないよう、全力で再発防止に努め、関係者の皆さまから一日でも早く信頼回復いただけるように努めてまいります。

【職員の処分について】

1. 主任研究員 停職 10日